表　彰　規　程

（趣 旨）

第１条　この規程は、会長が行う表彰について必要な事項を定めるものとする。

（表彰の種類及び基準）

第２条　表彰の種類は、表彰状及び感謝状とする。

　　2　本会の会員又は会員の構成員若しくは、会員に雇用されている者等で、次の各号のいずれかに該当するものには表彰状を交付し表彰する。

　 （1）協会業務の運営と発展に寄与し、顕著な功績があったもの

　 （2）永年浄化槽の保守点検、清掃、施工等に従事し、その職務に精励し、他の模範

であるもの

　 （3）職務を通じ有益な研究、発明、考案等を行い職務の遂行に特に貢献したもの

　 3　本会の事業に協力し、著しい功績があったものには、感謝状を交付して表彰する。

（交付金品）

第３条　表彰は、表彰状又は感謝状を交付するほか、金品を併せて交付して行うこと

　　ができる。

（表彰期日）

第４条　表彰は、原則として毎年定時総会の日に行う。

（規程の改廃）

第５条　この規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

（補　則）

第６条　この規程に定めるもののほか、この規程の実施について必要な事項は別に定

める。

　　附　 則

1　この規程は、昭和57年4月1日から施行する。

2　この規程は、平成6年4月1日から施行する。

3　この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び　公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１０６条第１項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。